

改修 設計工事 **一括**メニュー 補助金交付申請書に添付

市長が必要と認める書類

※2026年4月～

➡該当する 欄を ■ または ✓ してください

【県費：補助対象住宅】 → 県費の対象であることのチェック

- 「貸家」ではない
- 2000年（平成12年）6月1日以降の新築着工ではない
- 2000年（平成12年）6月1日以降に増築された部分は含まない

※一つでも該当しない住宅の場合はここで終了 → 市交付要綱：別表第1の適用を検討

【県費：補助対象経費】 → 県費の適用区分のチェック

◆ 県交付要項：別表1（へ）限度額 （A） → 対象限度額 175万円パターン

- 1981年5月31日以前に新築着工 ← これに該当の場合は、以降のチェックは不要
- 申請者が、県交付要項：第2条「高齢者等」のいずれかに該当する
 - ア) 高齢者（65歳以上） → 住民票等で確認
 - イ) 非課税世帯 … 「世帯全員」が非課税である必要があります
→ 市県民税額の欄が0円の市県民税（所得・課税）証明書を添付
 - ウ) 障がいのある方等で市長が認める者 → 関係手帳や書類の写しを添付
(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護又は要支援の認定を受けた者)

◆ 県交付要項：別表1（へ）限度額 （B） → 対象限度額 150万円パターン

- 1981年6月1日から2000年5月31日までに新築着工

※市チェック欄【確認： 】 ➡ 県費（ ） ・ 県サポートセンター（ ）
・ 派遣事業 / 自費 ・ メモ：

(本ページ以降は参考資料となりますので、提出は不要です)

改修設計工事一括『手引き』の補足資料

＜県費の活用等に伴うキーポイント＞

◎熊本県「戸建て木造住宅耐震改修等緊急促進事業補助金交付要項」
による市町村への間接補助のスキーム

◆別表Ⅰ (へ) 限度額 (A) →対象限度額 175万円パターン

○補助額: 交付対象額の9/10かつ157.5万円を上限 ※工事費200万円の場合を想定

市町村の補助交付対象限度額(175万) A			本人 A×1/10 (17.5万)	交付 対象外負担 本人 25万
市町村の補助限度額(157.5万) B = A × 9/10				
国 A×2/5以内(上限57.5万) (57.5万)	市町村 (B-国費)×1/2 (50万)	県 (B-国費)×1/2 (50万)	本人負担計42.5万	

■市町村補助額から国費を除いた分の1/2(50万上限)を県助成

◆別表Ⅰ (へ) 限度額 (B) →対象限度額 150万円パターン

○補助額: 交付対象額の53/60かつ132.5万円を上限 ※工事費200万円の場合を想定

市町村の補助交付対象限度額(150万) A			本人 A×7/60 (17.5万)	交付 対象外負担 本人 50万
市町村の補助限度額(132.5万) B = A × 53/60				
国 A×2/5以内(上限57.5万) (57.5万)	市町村 (B-国費)×1/2 (37.5万)	県 (B-国費)×1/2 (37.5万)	本人負担計67.5万	

■市町村補助額から国費を除いた分の1/2(37.5万上限)を県助成

◇参考：2025年4月から適用施行される改正後の 建築基準法に関連する参考情報

→キーワード：大規模なリフォーム、確認申請、完了検査

◇ウェブ：国土交通省HPから引用 ※アドレスは2025年4月上旬時点

→ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kijunhou0001.html

建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し

最終更新日：令和6年10月25日

建築基準法改正（【令和4年6月17日公布】）に伴う、建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直しについて説明しています。施行日は、公布の日から3年以内です。

- [現状・改正主旨](#)
- [都市計画区域・準都市計画区域・準景観地区等内](#)
- [都市計画区域・準都市計画区域・準景観地区等外](#)
- [建築確認手続きの対象となる大規模修繕・模様替について](#)
- [小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例](#)
- [（参考）建築確認及び検査に係る特例（4号特例）](#)

建築確認手続きの対象となる大規模修繕・模様替について

木造戸建の大規模なリフォームは建築確認手続きが必要になります。

- [周知チラシ \(PDF形式:207KB\)](#)
- [木造戸建の大規模なリフォームに関する建築確認手続について \(PDF形式:5.4MB\)](#)
- [リフォームにおける建築確認要否の解説事例集 \(PDF形式:2.3MB\)](#)
- [屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて \(令和6年2月8日付け国住指第355号\) \(国土交通省住宅局建築指導課長\) \(PDF形式:53KB\)](#)
- [屋根及び外壁の改修に係る設計・施工上の留意事項について \(周知依頼\) \(令和6年2月8日付け国住指第356号\) \(国土交通省住宅局建築指導課長\) \(PDF形式:50KB\)](#)
- [（参考資料）屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて \(PDF形式:405KB\)](#)
- [床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて \(令和6年8月28日付け国住指第208号\) \(国土交通省住宅局建築指導課長\) \(PDF形式:85KB\)](#)
- [床及び階段の改修に係る設計・施工上の留意事項について \(周知依頼\) \(令和6年8月28日付け国住指第208号\) \(国土交通省住宅局建築指導課長\) \(PDF形式:90KB\)](#)
- [（参考資料）床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて \(PDF形式:537KB\)](#)
- [「既存建築物の現況調査ガイドライン」「既存建築物の緩和措置に関する解説集」](#)

木造戸建の大規模なリフォームに関する 建築確認手続について

【令和7年1月14日時点】

令和7年1月

国土交通省住宅局

➡改修の場合は、資料の6～20ページ（PDF：7～21ページ）が参考となります

※耐震診断士等の皆様におかれましては、改正法の施行に関する情報等を確認のうえ法令違反等が無いよう、最善の注意を図るようお願いいたします。なお、熊本県内における案件の相談窓口が次のとおり開設されていますので掲載紹介します。

◇国や関係機関による建築士等へのサポート体制

設計者・工務店の皆様へ
2025年3月版

相談無料！

建築士サポート体制の構築について 国土交通省

- 改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、**申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築する。**
- 都道府県単位でサポート体制を構築し、**遅くとも2025年1月からサポートを実施。**
- 詳細はHP（（一財）日本建築防災協会：https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/）に掲載。

<サポート体制図（例）>

4

※熊本県の場合は、（一財）熊本県建築住宅センターが窓口です ➡096-385-0771

熊本県建築士サポートセンター開設のお知らせ

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月から、旧4号建築物の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

（一財）熊本県建築住宅センターでは、改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別に建築士等をサポートする「熊本県建築士サポートセンター」を開設しました。



熊本県建築士サポートセンター（略称：サポートセンター）の概要

改正法の円滑な施行に向けて、電話サポートと対面サポートの2種類のサポートを行います。